

ヘーゲル哲学における性

博士論文要旨

岡崎佑香

本論の目的

本論文の目的は、G.W.F.ヘーゲル（1770-1831）がその哲学体系において「性 Geschlecht」、すなわち性別やセクシュアリティをいかに論じているかを明らかにすることである。

博士論文の構成（目次）

序論

第一章 自然哲学における性差と「両性具有」

はじめに

- 一、「イェナ体系構想 III」における性差と「両性具有」
- 二、ベルリン期の自然哲学講義録における性差と「両性具有」

小括

第二章 性別二元制への挑戦

はじめに

- 一、「自然の無力」とは何か
- 二、タイプ標本
- 三、種の本質主義
- 四、帰納法

小括

第三章 類概念の刷新と性差

はじめに

- 一、ヘーゲルの性差論の研究状況
- 二、伝統的論理学に対する批判的応答
- 三、経験的な区分と分類
- 四、種の構成主義
- 五、ブルーメンバッハとラマルク
- 六、類概念の刷新
- 七、生命

小括

第四章 逸脱した女たちと女性の使命

はじめに

- 一、*Exceptio probat regulam?*
- 二、学問に精を出す女たち
- 三、政治参加する女たち
- 四、妻にならない女、アンティゴネー
- 五、「絶望の道」を歩むヘーゲル

小括

第五章 賤民の憤慨と妻の恭順

はじめに

- 一、児童労働の悲劇
- 二、工場における人間の摩滅
- 三、賤民と内心の憤慨
- 四、妻の性的受容性
- 五、妻の二重負担
- 六、妻と恭順

小括

結論

文献表

各章の内容

以下では各章についてその内容を要約する。

第一章 自然哲学における性差と「両性具有」

第一章では、ヘーゲルが「イェナ体系構想 III」（一八〇五／〇六年）と、一八一九年から一八二八年までのベルリン期の自然哲学講義において、当時の「両性具有」に関する科学的知見を用いて、いかにして性差論を展開したかを検討した。まず、イェナ期のヘーゲルの性差論の思想史的な背景を探るとともに、同時代の「両性具有」や性差をめぐる言説空間のなかに位置づけることを試みた。具体的には、ヘーゲルが明示的に参照しているドイツの解剖学者アッカーマンだけでなく、同時代の解剖学および生理学を牽引したメッケル、ティーデマン、ならびに自然哲学者オーケンとの比較検討を行なった。この比較検討を通じて、古代の、あるいは十八世紀中期まで支配的であった性差論へのヘーゲルの固執を指摘する先行研究に異議を唱え、彼の性差論が十九世紀初頭の「両性具有」に関する言説に基づくものであることを明らかにした。とはいえ、イェナ期のヘーゲルの性差論は、彼が明示的に参照したアッカーマンによる最新の研究の成果を十分には取り入れておらず、むしろメッケル、ティーデマ

ン、そしてオーケンの言説との間に近似性が認められることが示された。次に、ヘーゲルが一八一九年から一八二八年までベルリン大学で行なった自然哲学講義の筆記録を考察の対象とした。従来の研究ではヘーゲルはイェナ期の性差論を生涯にわたって維持したと主張されてきたが、実際にはベルリン期の性差論はイェナ期のそれとは異なることが示された。具体的には、女性を発達の低次の段階に位置づけた上で男性をその発達型とみなし、両者のあいだの移行段階に「両性具有」を位置づける〈単線的な発達モデル〉から、女性と男性は同一の「両性具有的」な原基に由来しそこから異なった仕方で形成されるとする、「両性具有」を発生の起源とする〈二極化モデル〉への変遷が示された。さらに、こうした変遷にともない、女性および「両性具有」の意味づけが変化することを論じた。こうした発展史的観点からの分析を通じて、アッカーマンの研究成果に整合的であったとはいえ、ベルリン期のヘーゲルの性差論は「両性具有」を「奇形」とする同時代の差別的な医学言説と親和的である可能性が示唆された。

第二章 性別二元制への挑戦

第二章では、ヘーゲルによる経験主義批判に着目することで、「両性具有」を「奇形」として病理化する同時代の医学言説に対して、彼がいかに異議申し立てを行なったかを検討した。第一に、ヘーゲルの自然哲学および論理学の鍵概念である「自然の無力」とは何かを検討した上で、最晩年の一八二八年の自然哲学講義においてヘーゲルは「自然の無力」として「移行性」を挙示しながら、両性のあいだの連続性に光を当てていることを明らかにした。また、男女のあいだに所与の境界線を想定すること、あるいはその最終的な境界線を引くことに対してヘーゲルが批判的なスタンスをとっていることが示された。次に、『エンチュクロペディ』における「タイプ標本」に対するヘーゲルの批判的検討を取り上げた。これにより、ある種の個別対象を「タイプ標本」を基準にして「奇形」と評価することに対してヘーゲルが異議を唱えていることを明らかにした。さらに、『大論理学』の「概念の判断」および「定義」についての議論に着目することで、ヘーゲルが本質による定義の不可能性を主張していることを明らかにした。最後に、『大論理学』における帰納法に対するヘーゲルの批判を検討した。この検討により、ヘーゲルが帰納法の蓋然性だけでなく、その論点先取の誤謬についても指摘していることを明らかにした。ただし、なぜヘーゲルは『法哲学要綱』で性別二元制を展開し得たのか、その理由を示すことが、課題として残されることになった。

第三章 類概念の刷新と性差

第三章では、ヘーゲルがしばしば性差は「概念の区別」と主張していることをふまえ、『大論理学』概念論を検討の対象とした。ヘーゲルの性をめぐる議論についての先行研究の多くは法哲学および自然哲学を考察の対象にしており、論理学にまで射程を広げるものはほ

ぼ皆無であった。これに対して、第三章では、ヘーゲルの『大論理学』概念論の「判断」、「推理」、および「生命」を主たる考察対象とし、ヘーゲルによる類概念の刷新と性別二元制がどのように関連しているかを検討した。まず、ヘーゲルが『大論理学』で展開した判断論の問題設定を、伝統的論理学に対する批判的応答を企図するものであるという観点から整理した。次に、経験的判断に対するヘーゲルの批判を検討した。この検討により、ヘーゲルが批判したのは、経験的判断が採用する区分原理や分類根拠の外在性であることが示された。さらに、経験的判断を批判する文脈で、口器、歯、蹄などの「武器」を形質とする分類にヘーゲルが一定の評価を与えている点に注目し、彼の立場が、動物の区分に動物自身が寄与していると考えられる「種の構成主義」であることを、先行研究に依拠しながら明らかにした。その上で、こうした「種の構成主義」をとるヘーゲルの議論の理論的背景を探り、ヘーゲルによって刷新された類概念の内実を描き出すことに注力した。最後に、『論理学』生命論および『エンチュクロペディ』自然哲学の病気論を概観した。以上の考察によって、論理学においては男女の性は、厳格な性別二元制のもとで捉えられることが示された。つまり、両性は論理的には排中律を伴う、中間項や「第三の性」を排除する矛盾概念であり、両性は相互に排他的でありながら、合一して一つの類を成す相補的なものと定義されている。また、こうした性差の捉え方は類概念の刷新という文脈のなかで導入されたものであることを確認し、ヘーゲルによって刷新された類概念を、生殖可能性に基づいて種を定義する「生物学的種概念」の系譜のなかに位置づけた。その上で、論理学の生命論とそれに対応する自然哲学の病気論に検討の対象を広げることで、〈生殖に結びつかないような仕方での性衝動の充足〉が病気の状態と定義されていることを明らかにした。以上を通じて、ヘーゲルにとって、男女の性は論理的には厳密な性別二元制のもとにあるだけでなく、異性愛規範のもとにもあることが明らかになった。両性は交配を通じて、互いの欠陥を互いに補い合うことで類を実存へともたすことが求められ、そのような強制的異性愛に抗する男あるいは女は病気の状態である、というのである。本章の成果は、『法哲学要綱』における性別二元制の基礎づけを、論理学の検討を通じて明らかにした点である。具体的には、論理学においてヘーゲルは、男女を矛盾概念として、すなわち内包としては相互に排他的でありながらも、両者の合一によって一つの外延をなす二つの概念としたうえで、異性愛ならびに生殖を指向するものとして規定していることを解明した。しかしながら同時に、ヘーゲルは女性の使命を家族的恭順に限定することをどのように正当化しているかという問いが残されることになった。

第四章 逸脱した女たちと女性の使命

第四章では、第三章で積み残された課題を解決するため、一八一七年から一八二五年までの法哲学講義の筆記録を考察の対象とした。ヘーゲルがいかにして性差の規定を導こうと試みているかを明らかにし、かつその試みがどの程度成功しているかを検討した。まず、一八一七／一八年のハイデルベルク大学での講義録においてヘーゲルは、経験的観察に基づいた形

で「逸脱」した女性たちの実例を挙げることで、翻って女性の使命なるものを遡及的に生み出し、確立させようとしているという解釈を提示した。さらに、この解釈に基づき、ヘーゲルが「逸脱」した女性たちとして「学問に精を出す女性たち」および「政治参加する女性たち」を挙げていることについて、ジェンダー史学の知見やヘーゲルについての文献学的研究を参照しながら、批判的に検討した。こうした検討をもとに、「逸脱」した女性たちという例外に訴えながら女性の使命を逆照射しようとするというヘーゲルの試みはいずれも失敗していると結論づけた。続けて、ヘーゲルが女性の使命は妻になることであると主張する際に依拠する、ソフォクレスの『アンティゴネー』を検討した。この検討により、実のところ『アンティゴネー』への参照はヘーゲルの議論を補強するものではないことを明らかにした。そして最後に、『法哲学要綱』（一八二〇年）と第二版『エンチュクロペディ』（一八二七年）とを比較し、両者の異同を明らかにすることで、ラーヘル・ファルンハーゲンという一人のユダヤ女性がヘーゲルに対して与えた影響を検討した。以上を通じて、一方では第二版『エンチュクロペディ』においては、女性を公的領域から排除し、その活動領域を家族に限定するという規定、ならびに男性に家族を代表し、かつ家族の共有資産を管理・運用する権限を与えるという規定が削除されていることが示された。しかし他方では、第二版『エンチュクロペディ』においても、嫡出であることを条件に子どもが教育を受ける権利を支持した結果、ヘーゲルは性の二重規範からの脱却には至らなかったことが明らかになった。こうして、前者にはラーヘル・ファルンハーゲンからの影響が、後者には両者の見解の不一致が見出されること、つまり、ラーヘル・ファルンハーゲンが性の二重規範の撤廃を要求したのに対して、ヘーゲルはそれに固執し続けたことを明らかにした。この性の二重規範にヘーゲルが固執した理由・背景を問うことが、後続する考察の課題となる。

第五章 賤民の憤慨と妻の恭順

第五章では、以上の議論をふまえ、なぜヘーゲルが女性のみ婚前純潔および婚内貞操を課す性の二重規範を固持したのかという問いに取り組んだ。この課題を解決するために、ヘーゲルが『法哲学要綱』および一連の法哲学講義で展開した市民社会論に検討対象を広げ、彼の家族論を、彼が市民社会の構造的欠陥とみなす貧困問題との関連で批判的に読み解くことを試みた。まず、ヘーゲルによる子どもの教育の権利の擁護の背後にいかなる社会的要因があったのかを検討した。次に、一連の法哲学講義においてヘーゲルが工場労働者の直面する問題をどのように論じているかを考察した。これらの作業によって、ヘーゲルの批判が、分業および機械化によって労働者が無力化させられていく過程に向けられていることが示された。さらに、ヘーゲルの市民社会論の核心である賤民論を検討し、貧者から賤民を峻別するのは後者が「内心の憤慨」をその心術とする点であることに着目した。そのうえで、ヘーゲルが貧困に対する「主観的援助」の必要性を示唆していることを踏まえて、愛をその使命とする家族論に立ち戻り、ヘーゲルが貧者の賤民化を防ぐために、女性のセクシュアリティに

いかなる機能を与えているかについて、次のような仕方で考察した。まず、一九七〇年代より世界的に展開された「家事労働に賃金を」運動を参照しながら、ヘーゲルが妻に、性的衝動の充足を通じた労働力の再生産の役割を課していることを明らかにした。次に、『法哲学要綱』以降の講義録まで考察対象を広げることで、ヘーゲルが妻に対して家内工業と家事労働の二重負担を課していること、並びに一七九四年に施行されたプロイセン一般ラント法における妻の法的地位を確認した。最後に、ヘーゲルによる女性の「怒り」についての議論に着目することで、妻の「恭順」のうちに感情労働が隠されていることを指摘した。従来の研究においては、市民社会論における貧者の賤民化という論点と、家族論における女性の公的領域からの排除や婚姻外での「自由恋愛」の棄却という論点とが、それぞれ別々に検討され、それらの連関が明らかにされてこなかった。これに対して、本章では、以上の考察を通じて、ヘーゲルが性の二重規範に固執しながら、公的領域から女性を排除し、家族に対する恭順をその本懐として規定したのは、貧しい工場労働者である夫の賤民化を食い止める安全弁としての役割を妻に課するためであると結論づけた。